

資料1

日向市都市公園条例（総合体育館使用料記載部分抜粋）

別表第2

12 総合体育館

種別			使用料 (1時間当たり)
アリーナ	入場料を徴収しない場合	児童生徒	800円
		一般	1,600円
		職業	16,000円
	入場料を徴収する場合	児童生徒	1,600円
		一般	3,200円
		職業	32,000円
	照明設備 全灯(6列)	750 ルクス以上	450円
		1,000 ルクス以上	600円
	空調設備	競技場	2,000円
		観客席	1,500円
武道場	入場料を徴収しない場合	児童生徒	270円
		一般	540円
		職業	5,400円
	入場料を徴収する場合	児童生徒	540円
		一般	1,080円
		職業	10,800円
	空調設備		600円
	入場料を徴収しない場合	児童生徒	300円
		一般	600円
多目的室		職業	6,000円
入場料を徴収する場合	児童生徒	600円	
	一般	1,200円	
	職業	12,000円	
空調設備		300円	
児童生徒		150円	
一般		300円	

会 議 室 等	会議室（1区画）	200円
	大会事務室	200円
	空調設備	100円
	会議室（1区画）	100円

摘要

- 1 利用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 アリーナを児童生徒又は一般が使用し、入場料を徴収しない場合において、使用面積が床面積の3分の2以下のときの使用料の額は、次の各号に掲げる額（10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とする。
 - (1) 使用面積が床面積の2分の1を超える3分の2以下のとき この表に掲げる額の3分の2の額
 - (2) 使用面積が床面積の3分の1を超える2分の1以下のとき この表に掲げる額の2分の1の額
 - (3) 使用面積が床面積の6分の1を超える3分の1以下のとき この表に掲げる額の3分の1の額
 - (4) 使用面積が床面積の10分の1を超える6分の1以下のとき この表に掲げる額の6分の1の額
 - (5) 使用面積が床面積の12分の1を超える10分の1以下のとき この表に掲げる額の10分の1の額
 - (6) 使用面積が床面積の12分の1以下のとき この表に掲げる額の12分の1の額
- 3 アリーナの照度を750ルクス以上又は1,000ルクス以上で使用する場合は、1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）を加算して徴収する。
 - (1) 照明設備を6列全て使用するとき この表に掲げる額
 - (2) 照明設備を4列使用するとき この表に掲げる額の3分の2の額
 - (3) 照明設備を3列使用するとき この表に掲げる額の2分の1の額
 - (4) 照明設備を2列使用するとき この表に掲げる額の3分の1の額
 - (5) 照明設備を1列使用するとき この表に掲げる額の6分の1の額
- 4 武道場を児童生徒又は一般が使用し、入場料を徴収しない場合において、武道場の2分の1だけを使用するときの区画及び空調設備の使用料の額は、この表に掲げる額の2分の1の額（10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とする。
- 5 この表に定める以外の附属設備及び備品の使用料については、1時間当たり500円を超えない範囲で規則で定める。

13 備考

- (1) この表における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	第2項の表から第8項の表まで	第10項の表	第11項及び第12項の表
〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉
児童生徒	小学生、中学生及び高等学校生		
一般	児童生徒及び職業以外の者		
職業	運動競技を職業とする者、企業又は団体の宣伝を兼ねて運動競技を行う者及び興行その他営利のために利用する者		

- (2) 1時間を単位とする使用料については、1時間未満は1時間とする。